

中国ろうきんNPO寄付システム 緊急配分のお知らせ

(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)では、平成17年から中国ろうきん、中国5県の中間支援組織と連携し、「中国ろうきんNPO寄付システム」の運用をしてまいりました。

寄付金の配分は毎年1月頃に審査会の審査を経て実施(令和5年度は15分野37団体に合計229万円を配分)していますが、平成21年の美作水害をきっかけに、「災害救援」分野への寄付については、災害発生時に緊急配分が可能となる仕組みを検討してきたところです。

これまでに東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨など県外の災害並びに、島根県内の災害発生時にも緊急配分を行ってきました。

この度の令和6年能登半島地震に対し、同様に寄付が活かされることの重要性を考慮し、寄付金の緊急配分を行うことを決定いたしました。被災地等での活動を予定されているNPO法人の皆さまにおかれましては、活用をご検討ください。

記

- 1、対象** 令和6年能登半島地震の被災者支援を目的とし、以下の3点を満たす活動
 - ① 災害救助法が適用されている被災地に対する活動
 - ② 島根県内に主たる事務所を置くNPO法人が直接実施する活動
 - ③ 被災地からの支援要請に基づき、被災地に赴いて実施する活動
(単なる視察等は除く)または、島根県内において実施する被災者支援を目的とした活動。

※島根県に居ながらにして実施する活動の例…二次避難者の受入れ、チャリティーイベントなど
- 2、配分額等** 上限5万円(実費精算)×6団体(現地活動3枠、県内活動3枠)
※対象となる経費の詳細は、募集要項を参照のこと。
- 3、申請等** Webフォームより申請してください。締め切りは2025年3月31日までとし、申請ごとに随時、審査・配分を行います。なお、対象期間は2024年1月1日からとし、すでに終了した活動についても対象とします(領収書必須)。上限に到達し次第、締め切ります。配分状況はお問合せください。
- 4、その他** 事業終了後は活動報告等を提出いただきますのでご承知おきください。

問合せ等

公益財団法人ふるさと島根定住財団
地域活動支援課 担当：原・佐々木・谷
〒690-0003 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
TEL：0852-28-0690 MAIL：chiiki@teiju.or.jp